

申請をお忘れなく 子ども手当

平成23年10月分から子ども手当が変わります。
10月分以降の子ども手当を受給するためには、こ

問い合わせ

こども家庭課 ☎229-3155 ☎229-3334
または各総合支所市民福祉課(福祉課)

れまで子ども手当を受給していた人も、新たに申請が必要です。

10月からの支給内容

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が国会で成立し、10月から来

年3月までの子ども手当の制度が決まりました。
新制度の概要は、次のとおりです。

	平成23年9月まで	平成23年10月から平成24年3月まで		
支給対象	中学校3年生までの子ども(15歳になった日以後の最初の3月31日までの子ども)を養育している人			
子ども1人当たりの支給額(月額)	1万3,000円	3歳未満(一律)	1万5,000円	
		3歳以上小学校修了前	第1・2子	1万円
			第3子以降	1万5,000円
所得制限	なし	なし(来年6月から導入予定)		
支給日	原則として6月、10月、2月の7日			



支給要件の変更点

- 子どもの国内居住要件が設けられます。ただし、留学の場合を除きます。
- 離婚協議中などの場合は、一定の条件を満たしていれば、子どもと同居している人が優先して手当を受給することができます。また、単身赴任などで別居後も引き続き父母が生計を同じくしている場合は、今までどおり生計中心者に支給されます。

- 未成年後見人や父母指定者(父母等が国外に居住している場合に、父母等が指定した人)に対して、父母と同様の要件で手当が支給されます。
- 児童福祉施設などに入所している子どもについて、保護者が一定の条件を満たしている場合は保護者が手当を受給することができましたが、10月分以降は、児童福祉施設などの設置者などに対して支給されます。

手続きの方法

9月末日時点で津市から子ども手当を受けていた人

10月分以降の手当を受給するには、新たに申請が必要です。11月初旬に申請書を郵送しますので、忘れずに手続きしてください。来年3月31日までに申請すると、10月分から支給されます。

出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合

子ども手当を受給するには、こども家庭課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各出張所(アストプラザオフィスと久居駅前出張所を除く)に事由の発生した日の同月内または15日以内に申請が必要です。

*公務員は勤務先で手続きをしてください。ただし、独立行政法人などに勤務している人は津市に申請が必要です。

認定請求に必要な書類

- 請求者の健康保険証のコピーなど(会社員等の場合)
- 請求者名義の銀行などの口座番号が分かる通帳やキャッシュカードのコピー
- その他、必要に応じて提出書類あり(子どもと別居している場合など)

ご注意ください

10月1日以降に住所変更(津市内の転居は除く)をした人や子どもが生まれた人、公務員でなくなった人、受給者を変更する人は、事由の発生した日の同月内または15日以内に必ず申請をしてください。申請が遅れた場合、さかのぼって手当を受けることはできませんのでご注意ください。